

第22期第10回北海道連合海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年6月26日(月)14時00分
- 2 開催場所 札幌市中央区北3条西7丁目
第2水産ビル 8階 BC会議室
- 3 出席委員 会長 工藤 幸博
副会長 川崎 一好
委員 阿部 国雄 大澤 晃弘 福原 正純
横内 武久 須永 忠幸 今 隆
藤森 康澄 三宅 博哉 原口 聖二
瀧波 憲二
- 4 欠席委員 濱野 勝男 岩田 廣美 高松 美津枝
- 5 議事録署名委員 藤森 康澄 大澤 晃弘
- 6 議長 会長 工藤 幸博
- 7 事務局 事務局長 加藤 勇
主任 斉藤 聡 主事 西田 策紀
- 8 臨席者
水産林務部水産局 水産局長 近藤 将基
漁業管理課 課長 高橋 研司
同 サケマス・内水面担当課長 野田 勝彦
同 課長補佐(サケマス) 泉 善友
同 サケマス係 係長 小野寺満寛
同 主査(増殖) 佐藤 岳志

	同	サケマス係 主任	荒野 拓弥
(国研) 水産研究・教育機構	水産資源研究所	さけます部門	
		資源増殖部長	吉光 昇二
	同	事業課長補佐	佐田 巖
(地独) 北海道立総合研究機構	さけます	内水面水産試験場	
	さけます資源部	部長	藤原 真
同	さけます管理グループ	研究主幹	卜部 浩一
同		主査	大森 始

9 傍聴者

石狩後志海区漁業調整委員会	事務局長	林 恒之
檜山海区漁業調整委員会	事務局長	日光 隆満
〃	主事	駒形 柊
渡島海区漁業調整委員会	事務局長	北 弘由樹
胆振海区漁業調整委員会	事務局長	濱谷 仁
〃	専門主任	黒坂 裕樹
日高海区漁業調整委員会	事務局長	佐々木 真琴
釧路十勝海区漁業調整委員会	事務局長	佐々木 義信
〃	主任	山方 達也
根室海区漁業調整委員会	事務局長	松浦 謙二
網走海区漁業調整委員会	事務局長	渡邊 修司
〃	主事	近藤 隆嗣
宗谷海区漁業調整委員会	事務局長	木村 佳人
留萌海区漁業調整委員会	事務局長	三上 征己
釧路総合振興局産業振興部水産課	技師	中村 昭達
宗谷総合振興局産業振興部水産課	漁業管理係長	福田 和也
〃	技師	蛭名 朱里

10 議題

議案第1号 「令和5年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針(案)」について

議案第2号 北海道連合海区漁業調整委員会が保有する個人情報保護に関する規

程の廃止及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道連合
海区漁業調整委員会規程の制定について

議案第3号 北海道情報公開条例の施行に関する北海道連合海区漁業調整委員会規
程の一部改正について

11 報告事項

(1) 北海道連合海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正につ
いて

(2) 北海道連合海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正につ
いて

12 議事の顛末

事務局長

ただいまから、第22期第10回北海道連合海区漁業調整委員会を開催いたします。
開会にあたり、工藤会長よりご挨拶を申し上げます。

工藤会長

委員会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席を頂き、心から感謝申し上げます。

また、本日は、公務ご多忙の中、水産研究・教育機構水産資源研究所及び、水産林務
部並びに、道総研さけます・内水面水産試験場の方々にも、ご臨席を賜り、厚くお礼を
申し上げます。

本日の委員会は、新年度最初の委員会となりますので、昨年の本道の漁業生産状況を
振り返りますと、スルメイカやサンマ、コンブの不振が続いているほか、太平洋で令和
3年に発生しました赤潮によります漁業被害の影響が残るものの、ホタテガイの海外需
要の高まりを背景に道内からの輸出額が過去最高となったことや、秋サケの来遊数が、
3千300万尾で、7年ぶりに3千万尾を超え、漁獲金額についても、640億円と一昨年
の449億円を大きく上回る結果となったことなどが要因となり、生産量は前年並みの116
万トン、金額は、3千億円の大台を超える見込みとなっております。

さらに、長らく世界経済に影響を与えていた新型コロナが先月、5類感染症に移行し、
経済活動が活発化しているところですが、北海道ではすがすがしい季節を迎え、各地で
は、久しぶりに、お祭りやイベントなどが開催され、賑わいを見せております。

本道の浜でもこれから、コンブ漁やスルメイカ漁などが本格化し、夏の盛漁期に向かいますが、今後の各浜での大漁と、操業の安全につきまして、ご祈念を申し上げる次第であります。

さて、本日ご審議をいただく議案は、例年、当委員会が策定しております「秋さけ親魚確保及び適正利用を図るための実施方針（案）について」のほか2件と、2件の報告事項が用意されておりますので、委員の皆様には、円滑なご審議をお願い申し上げまして、開催の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく申し上げます。

事務局長

続きまして、本日、ご臨席いただいております、北海道水産林務部、近藤水産局長からご挨拶をいただきます。

近藤水産局長

ただいま、ご紹介をいただきました、水産局長の近藤でございます。

第22期第10回北海道連合海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

工藤会長はじめ委員の皆様方には、日頃から本道の水産業の振興及び漁業調整にご尽力いただいておりますことに、この場をお借りしまして、厚くお礼を申しあげます。また、道の水産行政の推進にあたり、ご理解とご協力をいただいておりますことに、あらためて感謝申し上げます。

さて、本日の議題に関連しております、昨年の秋サケ来遊状況を振り返りますと、全道で7年ぶりに3千万尾を超える来遊となり、漁獲尾数は2千900万尾を超え、金額では640億円となったところでありますが、一部の海域においては、依然として厳しい来遊状況となっております。

後ほど、道総研さけます・内水面水産試験場から、本年度の秋サケ来遊予測について説明がありますが、安定した資源づくりのためには、地場での親魚確保が何よりも重要となっております。委員の皆様におかれましては、本日の議題にあります、「秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針（案）」について、慎重審議いただきますとともに、本年も、計画どおり良質な種卵が確保できますよう、お力添えをお願いいたします。

道としても、先の臨時会で決定した、さけます増殖事業協会に対する電気料金や飼料購入経費への支援に加え、引き続き、海洋環境の変化に強い稚魚の放流や施設設備への支援など、秋サケ資源の回復に向けて、取り組んでまいります。

結びとなりますが、これから夏漁の盛漁期を迎えることとなりますが、各浜が安全操業で、豊漁となりますことをご祈念申し上げまして挨拶といたします。

事務局長

近藤水産局長、ありがとうございました。

続きまして、本日、ご臨席をいただいております関係機関の皆様をご紹介させていただきます。

(臨席者紹介)

それでは、この後、工藤会長が議事を進行いたします。

工藤会長

それでは、初めに出席人員の報告をします。本日は、濱野副会長、岩田委員、高松委員が所用のため欠席しており、結果、委員定数 15 名中、12 名の出席をいただいておりますので、委員会は成立します。

次に、議事録署名委員についてですが、委員会規程第 6 条により、私から指名させていただきます。大澤委員と藤森委員にお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第 1 号「令和 5 年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針（案）について」を上程いたします。初めに、さけます内水面水産試験場から「今年の秋さけの資源状況について」を説明いただき、その後に、水産林務部及び事務局より、実施方針（案）の説明をお願いします。それでは、さけます内水面水産試験場から、説明をお願いいたします。

ト部主幹

さけます内水面水産試験場のト部でございます。資料 1、令和 5 年の秋サケ資源状況についてご説明いたします。令和 5 年の資源状況の前に、昨年、令和 4 年の全道への秋サケ来遊数、沿岸での漁獲数と河川での捕獲数の合計が、3,347 万尾、前年比で 180 パ

一セントと大幅に増加しました。7年ぶりに3千万尾を超えるという水準に到達しております。予測に対する実績が値は163パーセントと、全道では予測を大幅に上回る値となっております。年齢別の来遊数につきましては、4年魚、平成30年生まれは2,393万尾で平成以降ですね、平均値並みの数値となった一方で、5年魚、平成29年生まれは、275万尾と平成以降で2番目に少ないという極端な状況となっております。これに対しまして3年魚、令和元年生まれは、653万尾と平成以降で最も高い値となっております。時期別で見ますと、前期が1,361万尾、中期が1,778万尾、後期が208万尾と、前年と比べて中後期の来遊が大幅に増加しております。令和4年の平均目廻りは2.83キログラムと前年の3.19キログラムからさらに減少しまして、近年では最も小型であった平成30年の3.04キログラムを下回っております。

2ページ目に移ります。各海区への来遊状況についてです。令和4年の各海区への来遊数は、全ての海区で前年を上回るということになりましたけれども、根室、えりも以東、以西海区におきましては、依然、低水準の来遊にとどまっているという状況にあります。年齢別にみますと、来遊の主群であります4年魚は、全ての海区で前年を大きく上回りました。その一方で、5年魚は、全ての海区で前年を大きく下回り、各海区ともに平成以降で最低またはそれに近い水準となっております。3年魚に関しましては、オホーツク、根室、えりも以東海区で前年を上回りましたが、えりも以西及び日本海海区では、前年を下回る状況となっております。ここまでが令和4年、昨年の来遊状況についてです。

次に、3ページ目で今年の来遊予測についてご説明いたします。来遊予測の方法ですが、これまでと同様に、図の3の中にありますシブリング法を基本に来遊数の予測を行っております。この手法では、前年の令和4年の3年魚の来遊数から今年、令和5年の4年魚、昨年の4年魚の来遊数から、今年の5年魚の来遊数を推定するという方法をとっております。近年、サケの急速な成熟年齢の若齢化が進んだことにより、予測精度が低下していることが明らかになってきておりますので、令和3年以降は、この図3の中にあります赤丸、年級の中でも成熟年齢が若かった年級、若齢年級のみを使って予測をするという方法を用いております。その方法による予測値が下の表に掲載しておりますとおりです。令和5年の全道への秋サケ来遊数は、3,483万尾、前年比全道計で見ますと、前年比104パーセントという水準となっております。地区別にみますと、前年を上回る地域が多い一方で、前年を下回る地域が西側えりも以西、日本海の南部にみられるという状況となっております。ここまでは来遊状況についてのご説明です。

次に、参考資料2に移ります。この来遊数に対して、河川遡上数がどのようになるかという予測についてです。参考資料2の表の中に左から、順に今期遡上するであろう推定遡上数を期別に、真ん中の欄、放流計画の中の捕獲計画を期別に、一番右に推定遡上数と捕獲計画の差し引き、計画に対する過不足としてまとめる形をとっております。全道で見ますと一番左側の推定遡上数の全道計でいきますと、429万尾を超えるという推定遡上数となっております。一方計画に対する過不足というところについて見ますと、根室南部では後期で、えりも以東東部では前中後期全ての時期において、えりも以西西部におきましては中後期で、えりも以西では日高、胆振、噴火湾は後期で、道南においては前期で、遡上数の不足が見込まれる予測となっております。以上で説明を終わりたいと思います。

工藤会長

ありがとうございました。次に、事務局及び水産林務部から「実施方針（案）」について説明をお願いします。

加藤事務局長

それでは、議案第1号「令和5年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針（案）について」説明させていただきます。この後、漁業管理課の方から詳しい説明がありますので、事務局からは、簡単に説明させていただきます。

本方針は、本道に来遊する秋さけについて、親魚確保対策及び密漁対策等を講じ、安定的な資源造成及び適正な資源利用に関して、毎年当委員会で決定しているものです。

資料1の2「新旧対照表」をご覧ください。本年も、引き続き当該実施方針を定め、関係者に周知するもので、昨年との変更点は、年度のみとなります。

資料1の1「令和5年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針（案）」をご覧ください。実施方針（案）について、簡単にご説明いたします。まず、第1の「秋さけ親魚確保対策の推進」としまして、道が定める、さけます人工ふ化放流計画に基づき、親魚確保に努めること。また、要請があった場合は、網揚げ等による自主規制措置を講じることなどを記載しております。第2では、「密漁対策の推進」として、取締体制の推進について要請すること。その下、第3の「その他」では、道やさけます内水試から提供されたデータを元に、参考値として地区別、期別毎の「漁獲見込み量」を提示することなどを定めております。

事務局からの説明は以上となりますが、引き続き漁業管理課より、説明いただきますのでよろしくお願いいたします。

小野寺係長

水産林務部漁業管理課の小野寺です。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

事務局からの説明と重複する部分もございますが、私の方から説明させていただきます。資料1の1「令和5年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針(案)」をご覧ください。本方針は、本道に来遊する秋さけについて、親魚確保対策及び密漁対策等を講じ、安定的な資源造成及び適正な資源利用に関して、毎年当委員会で決定しているものです。事務局からの説明にもありましたが、第3その他で、海区内の自主的な措置の参考値として、当委員会は、漁獲見込み量を各海区委員会に提示することとしております。この漁獲見込み量について説明させていただきます。資料の「令和5年度秋さけ漁獲見込み量」をご覧ください。令和5年度の秋さけ漁獲見込み量案については、今年の推定来遊量に関するさけます内水面水産試験場の資料を参考に、9月30日までの前期と、10月1日以降の中後期について、各地区の上限の漁獲見込み量と通常漁獲見込み量を、また、右側の欄には、親魚確保計画をいずれも尾数で、道が作成し記載しております。漁獲見込み量の算出方法についてであります。これまで同様に、推定来遊量から河川への推定遡上量を差し引き、過去3カ年の定置網等で漁獲しました、平均漁獲率を基に算出しております。それでは、地区ごとの漁獲見込み量について、各系統群の前・中後期合計の上限値及び通常値のみ説明させていただきます。

まず、オホーツク系統群ですが、上限値は2千954万6千尾、通常値は1千783万6千尾。根室系統群は、上限値は611万4千尾、通常値は380万1千尾。えりも以東系統群は、上限値は281万4千尾、通常値は168万3千尾。えりも以西系統群は、上限値は217万尾、通常値は122万4千尾。日本海系統群は、上限値は658万8千尾、通常値は435万7千尾。最後に全道の合計といたしまして、上限値は4千723万2千尾、通常値は2千890万1千尾となっております。以上、令和5年度秋さけ資源の適正利用を図るための実施方針(案)と同年度漁獲見込み量(案)に係る補足説明について終わらせていただきます。

工藤会長

ありがとうございました。ただいま、議案第1号関係の説明が終わりましたので、この件に関して、質疑に入りたいと思います。なお、議事録作成の都合により、発言される委員におかれましては、事務局がマイクをお渡ししますので、マイクを使用して発言していただきますよう、お願いいたします。それでは何か、ご意見、ご質問等はございませんか。

福原委員

サケの推定遡上数について質問させていただきます。今年の根室管内の推定遡上数は42万尾。これは種卵調整会議などもございまして、この数字は把握しておりました。昨年度、私ども根室管内では、約32万尾ほど遡上があったんですけども、背景として、最大で10日ほど操業始期を遅らせるといった自主規制を行っております。その結果として、32万尾の遡上があったんです。今年の42万尾という数字の中には、昨年度の数値も参考になされていると思うんですけど、昨年度の私どもの自主規制、地域によって5日とか10日とか分かれるんですけど、それをどのように評価をして、今年の遡上数を出したのか、その辺を少しお聞かせ願えればと思います。

ト部主幹

ご質問の件ですけど、まず、遡上数の推定は、過去3年の平均的な河川遡上率に基づいて推定するという方法をとっております。ですから、年によっては河川遡上率が良い年、悪い年、あと自主規制が行われた年、行われてない年、そういった要因をならして計算しているというのが、計算方法の実態としてあります。そのような中で、根室管内では、先ほど福原委員からもご指摘がありましたように、大変ご苦勞をされて長期間の自主規制に取り組まれたということに基づく数字が、3年のうちの1年の数字として組み込まれております。また、それ以前の年につきましても、沿岸の高水温ということで、来遊がなかなか進まないだとか、そういった事情があるなかでの数字として、おり込む形で計算するということになっております。そのような中で、今年の数字をどう読み解くかということですけども、まず、先ほど、お話ししました過去3年平均には、このことが、起きうるだろうということをお前提にしているということです。ですから、沿岸の高水温で来遊が悪かった令和2年、令和3年ですね、そういった要素と地域で自主的に取り組まれました自主規制というものを込みにした結果、その数として今年は合計で42万尾の遡上があるだろうと見込んでおります。言い方と変えますと、これまでとは違う条件、来遊の条件、これも年によっては、下振りすることもかなり最近では多く

みられますし、あと、種卵確保のために取り組まれている規制の内容それによっても、この数字が大きく動いてくると考えていただければと思います。

福原委員

正直ちょっとわからないんですけども。昨年度は10日やった成果として、32万尾の遡上があったんですが、規制をもし行わなかったら、私どもとしては、大幅に下がったであろうという認識です。今、過去3年の平均とおっしゃられましたけれども、平均をとって、自主規制をしなかったとして、最近、3年はないですけども、うちの増協で5年の平均をとって、だいたいの数字は出ているんですけども、平均を、10日やったのをそのまま平均値として評価をしていいものかどうなのか。本来であれば、規制をしない場合を推定して、その平均値をとるべきではないかと思うんですけど。

ト部主幹

ご指摘のとおり、本来的に考えたときに、規制をされた場合、されなかった場合、それに基づいてどれくらいの遡上数のブレがあるか、そういった数値に基づいて計算されるべきだと考えております。ただ、実際の規制にともなって、どれくらいの数が遡上したかという数字を現実にお示しすることは、難しいという現実がありまして、その代わりといっては語弊があるんですが、昨年のように自主規制の直後から、大きな遡上数がみられているというところから見ますと、やはり相当程度の効果があったと、むしろその効果が認められなかった場合には、種卵の不足すらいたしかねなかったというふうにとらえております。そういった状況の中で、今年の数値をとらえた時に、昨年の数値をそのまま見込んでいるわけではありませんけれども、過去行われてきた自主規制を平均的に3年間の中でとらえたという形で、評価させていただいております。

工藤会長

よろしいでしょうか。それではその他ご意見質問等はございませんか。

委員

(ありませんの声)

工藤会長

それでは、議案第1号「令和5年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針（案）について」は、原案のとおり決定することとし、今年度は、この内容に従って、秋さけの親魚確保対策とその適正利用を取り進めていくことで、よろしいですか。

委員

（異議なしの声）

工藤会長

それでは、議案第1号は、そのように決定します。

次に、議案第2号「北海道連合海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道連合海区漁業調整委員会規程の制定について」を上程いたします。なお、報告事項の（1）につきましても、本件に関連する事項ですので、一括して報告を受けることとします。それでは、事務局より説明願います。

加藤事務局長

それでは、議案第2号「北海道連合海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止について」を資料2-1により、「個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道連合海区漁業調整委員会規程の制定について」を資料2-2により、関連しまして報告事項（1）の「北海道連合海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について」を資料4により、それぞれご説明いたします。初めに、当委員会が定める関係規程につきましては、全て国や北海道の関係法令や規則等を準用することになっております。今回は、北海道の個人情報保護に関する条例が廃止になることから、この条例を基に制定している当連合海区の規程も廃止することとし、今後は、国の個人情報の保護に関する法律に基づき新たに制定するものであります。

資料2-1が廃止に係る告示文書で、本委員会です承された後、決裁を経て施行されます。資料2-2が新たに国の個人情報の保護に関する法律に基づき制定される規程になりますが、これも本委員会です承された後、決裁を経て施行されます。

報告事項（1）資料4の北海道連合海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正については、国の個人情報の保護に関する法律に基づき、新たに制定されます規程に併せて、要綱の記載の内容が一部改正されるものでありまして、アンダーライン

により改正された箇所が一目で分かるよう、新旧対照表にして添付してございますので、後ほど、お目通し願います。以上で説明を終わらせていただきます。

工藤会長

ただ今、議案第2号及び報告事項(1)について事務局からの説明が終わりましたので、この件について質疑に入りたいと思います。何か、ご意見、ご質問などはございませんか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長

特に、ご質問等はないようですので、議案第2号の、「北海道連合海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道連合海区漁業調整委員会規程の制定について」決定してよろしいでしょうか。

委 員

(異議なしの声)

工藤会長

それでは、議案第2号は、そのように決定します。

なお、今後内容の変更を伴わない字句の修正などがある可能性があるとのことですので、その場合は正副会長にご一任いただくということではいかがでしょうか。

委 員

(異議なしの声)

工藤会長

それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第3号「北海道情報公開条例の施行に関する北海道連合海区漁業調整委員会規程の一部改正について」を上程いたします。なお、報告事項の(2)につきまして

も、本件に関連する事項ですので、一括して報告を受けることとします。それでは、事務局より説明願います。

加藤事務局長

それでは議案第3号「北海道情報公開条例の施行に関する北海道連合海区漁業調整委員会規程の一部改正について」を資料3により、また、関連いたしまして報告事項(2)の「北海道連合海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について」を資料5により、それぞれご説明させていただきます。この度、北海道情報公開条例とともに道の関係規則が改正されたことから、当連合海区漁業調整委員会の規程も改正することとし、併せて、この規程に基づき定めております「事務取扱要綱」も改正するというものでございます。具体的には、資料3の新旧対照表の中段にありますとおり、「北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告」という項目が新設された事などが主な改正点であります。報告事項の資料5「事務取扱要綱」は、取扱いに配慮すべき個人情報の明確化を図るため、関係条項の追加や修正による一部改正を行うものであります。また、資料につきましては、修正箇所が一目で分かるよう、アンダーラインを引いている新旧対照表にして添付してございますので、後ほど、お目通し願いたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

工藤会長

ただ今、議案第3号及び報告事項(2)について事務局からの説明が終わりましたので、この件について質疑に入りたいと思います。何か、ご意見、ご質問などはございませんか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長

特に、ご質問等はないようですので、議案第3号「北海道情報公開条例の施行に関する北海道連合海区漁業調整委員会規程の一部改正について」決定してよろしいでしょうか。

委 員

(異議なしの声)

工藤会長

それでは、議案第3号は、そのように決定します。

なお、今後内容の変更を伴わない字句の修正などがある可能性があるとのことですので、その場合は正副会長にご一任いただくということでいかがでしょうか。

委員

(異議なしの声)

それでは、そのように決定いたします。

本日の議案については、すべて終了いたしました。委員の皆様から、何かご発言等はありませんか。

川崎副会長

すいません。議題にないことで質問を1つ2つさせていただきたいと思います。先月、工藤会長と一緒に、全漁調連の会議に出席をさせていただきました。今年度、全漁調連として国の方に要請する案文を見させていただきました。その中に非常に気になったのがですね、大臣許可と知事許可の共有している海域でのトラブルが非常に多い、従って、全漁調連としてもですね、そういったトラブルが起きないように調整をしたいということでの陳情だと理解をさせていただきましたけれども、北海道としては、この件について要望はしたんでしょうか。

加藤事務局長

全漁調連の要望の関係でございますので、事務局の方からお答えさせていただきます。毎年全漁調連要望につきましては、大体今時期くらいに翌年の要望の取りまとめがありまして、例年8月の連合海区委員会に諮り、要望内容につきまして決定していただいております。昨年8月の連合海区で要望しているのは5項目ということで、一つ目としては、クロマグロ資源適正利用について、二つ目としては、北太平洋公海におけるサンマ等の資源管理措置について、三つ目としましては、沿岸資源の適正な利用についてということで、これはTACの関係でございます。四つ目として対ロシア漁業における操業

機会の確保について、五つ目として、遊漁と漁業の調整についてという5項目について、連合海区要望として、全漁調連の方に要望しております。

川崎副会長

北海道としては、この大臣許可と知事許可に対してのトラブルについては、なんら全漁調連の方には要望はしなかったとのことでありますけれども、全国的に、こういったトラブルが発生していると、それが故に全漁調連の中でこういったお願いをですね、国の方にするというような決定をなされたというふうに思いますけれども。実は、まき網について一つお聞きをしたいんですけれども、えりもからですね、歯舞の、納沙布の先まで、海区として、まき網の海区になってると思うんですけど、これ沿岸から1万メートルですか。そこをしっかりと教えてください。

高橋課長

漁業管理課長の高橋です。操業の区域については、沿岸から1万メートルというところで線引きをさせていただいております。

川崎副会長

そうすると、1万メートルというんですね、その海域によっては、水深が異なりますよね。その共同漁業権の獲る魚種も異なってきますけれども、昭和41年というふうに、私どもで調べたらなっていましたけれども。このまき網がですね、北海道へ来るときにですね、沿岸とそれから大臣許可のまき網とで話し合いが持たれて、関連する漁協にいわゆる援助金というのか、補助金っていうのかわかりませんが、その金を支払うということで、折り合いがついたということを知っていますけれども、その後、どのような話し合いがあったんでしょうか。私30年近く組合長やったんですけど、この件について、詳しくお聞きしたことがないんですよ。

高橋課長

ただ今、過去からの経緯の部分で、援助金だとかの話もあったかと思うんですけども、その辺についてはですね、過去に操業期間であったり、議論の場を作ってきたというような部分について、経緯はあったんだと思いますけども、ちょっとその辺のですね、議論の経緯といいますか、ちょっと今、はっきりとわかりませんので、後ほど調べた上でですね、ご回答させていただきたいと思います。

川崎副会長

古い話しで恐縮なんですけど、現役の人方がどういう形でまき網との協議が行われてきたのか。それから今、ハイブリッド方式ですかね、船の大型化が進められてですね、網の深さも大きい100メートルから200メートルになったというふうに聞いてるんですよ。私、他の所の海区のことはわかりませんが、私どもは浜中からですね、白糖までの間ですね、十勝は別ですけども、水深を測ってみたら60メートルから70メートルっていう所がざらにあるんです。そしてこれがですね、共同漁業権の共有海域になっているんですよ。毎年のようにトラブルが発生してるんですね。その漁協によっては、組合にそういったお金が入るんでね、あまり大きな問題にしたくない、話し合いですめばということになってるんですが、組合に入りますよお金が。その共同漁業権内ですね、許可を持っている組合員に入るわけではないんですね。沿岸は、このところ道東のサンマとかイカとかですね、こういったものも含めて、今の赤潮の関係でしょうか、色々な物が非常に多く減少してきているという中で、これらについての話し合いが何十年も持たれてないという話しになるとですね、組合長をやってて恥ずかしかったんですけど、答弁のしようがないんですよ。浜から聞かれたときに、従って北海道とですね、この辺しっかりとですね、協議を我々としていただきたいなと、その上で沿岸漁業に対してマイナス部分があるのだとすれば、たとえ大臣許可であろうとも、しっかりとですね、北海道として物を言うべきではないかというふうに、私自身は考えてるんですけど、その辺、課長いかがですか。

高橋課長

今、お話がありましたですね、まずは、網丈がちょっと長くなってるんじゃないかということなんですけど、そういった部分で、まき網船の方も着底してという漁法ではありませんので、まずはちゃんとですね、今来ているイワシを狙って操業していると思いますが、現地の方で実際にその浅い場所もあって、そういったところで、着底がどうなっていたかという、そういった疑念の方もございますので、その部分については、しっかりとですね、毎年操業の始期の段階でですね、まき網側の方に申し入れ、着底はさせない操業について、申し入れの方はしているところではありますが、今シーズンももう、実際には何隻か入ってきてるんだと思いますけども、それについては、来月、総会の場もありますので、しっかりと指導の方はしていきたいなと思っております。それからトラブルがある中で、話し合いの場がこういった形で持たれてきたかという部分でございま

すけれども、業界との話し合い自体は、個々にはされていると思いますが、正式な形でのように行われているのかといったことにつきましては、先ほどと一緒に、内容を確認させていただいた上で、ご回答させていただきたいと思います。

川崎副会長

もう一点、60メートル、70メートルのところを200メートルの網を引っ張って、それを100メートルの網にして引っ張ることなんてできないんだから、まき網ってというのは、200メートルの網は200メートルぶら下がるんだから、そういう漁法なのに海底にいるカニにしてもツブにしても影響が無いわけがないんですよ。その辺についての話し合いがですね、全く我々沿岸には見えなかったのが1点、もう一つは、同じ大臣許可と知事許可の中でも、共同漁業権の中に入れない漁業もあるわけですよ。イワシの棒受けなんかはそうですよ。入れないわけですよ。だからそういうものの違いをどういうふうに、知事許可であればそうやって分かれてるけど、大臣許可になると、サンマも19トン以上は大臣許可ですから、これは全くそういうのが無いんです。大臣も知事許可も入るところは沿岸の根っこまで入れるわけですから、その違いがなぜそういうふうに生じているのか、ちょっとわかんないですよ本当に。その辺少し研究させてください。やっぱりこれからは少し、特に道東に関してはですね、北海道も道東対策でいろいろなことをやっていただけてますけれども、これだけ資源も枯渇してくるとですね、もう少し、やはり我々としても気をつけて行かなければならないのではと考えてますので、後の答弁については後ほどちょうだいするというところで、すいません。

工藤会長

その他、何かございませんでしょうか。

委員

(ありませんの声)

工藤会長

特にないようでございますので、以上を持ちまして、本日の委員会を閉じたいと思います。

委員の皆様には、長時間にわたり、ご審議をいただき、ありがとうございました。

また、水産研究・教育機構水産資源研究所、道総研さけます・内水面水産試験場並びに北海道水産林務部の皆様にも、公務ご多忙の中、御臨席を賜り、ご説明やご指導を頂き、厚く御礼を申し上げます。

北海道でも、これから厳しい暑さの厳しい夏へと向かいますが、委員の皆様には、体調管理に十分、ご留意いただきたいと思います。

また、各浜ではこれから、夏の盛漁期に向かいます。漁船の海難事故や交通事故につきまして、十分注意するよう、浜へのご指導をお願い申し上げます。

最後に、委員各位のご健勝をご祈念申し上げまして、簡単ではありますが、閉会の挨拶といたします。本日は、ありがとうございました。

(14時40分終了)

以上、委員会の顛末を記録した事実と相違ないことを認め、ここに署名する。

令和5年6月30日

北海道連合海区漁業調整委員会 会 長 工藤 幸博

議事録署名委員 大澤 晃弘

議事録署名委員 藤森 康澄